

### 第3期第4回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成26年7月7日(月) 午後2時から4時
- 2 場所 庁議室
- 3 出席委員 佐藤委員、的野委員、市川委員、田中康子委員、森下委員、河合委員、木村英幸委員、金井委員、柴田委員、栗原委員、岩田委員、三澤委員、千葉委員、藤巻委員、谷部委員、萱野委員、林委員、金杉委員(副会長)(以上、18名)  
欠席委員 高橋委員(会長)、森山委員、有馬委員、古畑委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 第3期第4回練馬区障害者地域自立支援協議会 次第  
資料1 権利擁護部会(報告)  
資料2 高齢期支援部会(報告)  
資料3 相談支援部会(報告)  
資料4 地域移行部会(報告)  
資料5 発達障害支援部会(報告)  
資料6 練馬区障害者計画および第四期障害福祉計画に対する意見書  
資料7 ヘルプカード啓発用チラシ  
参考1 練馬区障害者自立支援協議会 委員名簿  
参考2 第3期練馬区障害者自立支援協議会 区職員出席者名簿  
参考3 ~精神障害者生活応援ガイドブックはばたき刊行記念講演会・シンポジウム~

#### 副会長

私からののはじめのあいさつとしては、精神障害の問題になりますけども、前回の協議会の時に、精神科病院の病棟転換型施設構想というのがあって、問題があり、反対の声が上がっているというお話を少しさせていただきました。それに関しては、厚生労働省の検討会でその後議論が続いています。障害者団体からの反対がずいぶん出て、障害者は自分の住む場所を自分で選ぶ権利がある、それを侵害することは権利条約にも抵触するというので、精神以外の障害者全体の問題として、反対意見が出て、反対運動が盛り上がりました。

6月26日に日比谷野外音楽堂で緊急反対集会がありまして、私も行ってきました。3,000人ぐらいの人が集まって反対の声が上がっていました。しかし、結局、4月1日に検討会の最終があり、最終案まとめということで多数決を採ったのでしょうか。病棟転換型施設構想も政策として取り入れるということになったようです。

長期入院者の地域移行の検討会としては、長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性ということで、とりまとめ案が出ていていま

す。正式なものはこれから出ますが、まとめられたものの内容としても、やはり地域移行のためには住居が必要だということです。住居がなかなか確保できないから、そういう中途半端な施設をつくろうというような構想になったということです。一般住宅の活用とか、公営住宅の活用とか、それから住宅確保のための居住支援協議会というものを作るといことも構想として書かれています。

問題のある病棟転換型のことはさておいて、地域で暮らせるための居住施設を造るといことは大事な問題として、自立支援協議会会でも考えていただけたらありがたいと思っております。以上で、あいさつとさせていただきます。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

#### 事務局

新年度の人事異動による委員の変更をお知らせいたします。委員におかれましては、1名の方が変更になっております。また、区におきましても人事異動がございましたので、後ほどご紹介させていただきます。

まず、これから新しくご参画いただく委員をご紹介させていただきます。新委員より、ごあいさつをお願いしたいと存じます。光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷの石野委員の後任としまして、新しくご参画いただきます、三澤委員でございます。

#### 委員

三澤でございます。よろしくお願いします。

#### 事務局

ありがとうございました。続きまして、区側職員の人事異動をお知らせいたします。福祉部長に着任いたしました、大羽でございます。

#### 福祉部長

福祉部長の大羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

続きまして、保健予防課長に着任いたしました、亀井でございます。

#### 保健予防課長

保健予防課長の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

#### 事務局

最後に、私、障害者施策推進課長に着任いたしました、金崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からの連絡事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 副会長

ありがとうございました。部長が替わられたというので、ごあいさつをお願いします。

#### 福祉部長

現行の障害者計画を作る時に福祉部長としておりました。いろいろなご意見をいただいてやっとまとめたところですけども、また3年の月日が巡りまして、新しい障害者計画策定に向けて、今日はそのご意見もいただくとい

うところでございます。障害を巡るさまざまな法制度も改正され、整備されてきた中で、この次の進展として、どのように私どもも取り組んでいったら良いのか、課題は多岐にわたっておりますけれども、私といたしましては、一つずつ着実に前進をさせていきたいと考えております。本日お集まりの委員の皆さまにおかれましては、ぜひ今後とも、ご理解・ご協力をよろしく願いいたしまして、着任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございました。

それでは、専門部会の報告から始めたいと思います。最初に5つの専門部会から順番に報告をしていただいて、今日は障害計画に向けての意見交換ということが主になります。専門部会の報告も聞いた上で、計画に向けての意見を出していただくという流れにしたいと思います。報告に関しての質疑は特にせず、順次ご報告をお願いしたいと思います。では、権利擁護部会からお願いします。

事務局

資料1、説明。

委員

資料2、説明。

委員

資料3、説明。

委員

資料4、説明。

委員

資料5、説明。

副会長

ありがとうございました。5つの部会からご報告をいただきました。次に計画に対する意見を出していただくということにしたいと思います。

その前に、事務局でこの5つの部会の報告の中に出ていたものを基にして意見書の案を資料6として作っていただいているようなので、それについてご説明いただきたいと思います。

事務局

資料6、説明。

副会長

ここに2の計画に対する主な意見(1)~(4)は、割とあっさり簡単に書かれていますけども、これが総論というか前文みたいになって、そのあとに各論的なものは各部会で挙げた意見を、もう少し整理してまとめていくということによろしいですか。

それと、今日出た意見を付け加えていくと、そのように考えればいいですね。

事務局

はい、その通りです。

## 副会長

各部会の報告でもいろいろな意見・項目が挙がっていて、内容的には充実していると思いますが、当事者・家族関係の団体の方、それからサービス事業者の方、福祉・就労・教育関係の方が、委員として来ていただいているので、ぜひこれについては取り上げてほしい、それから部会でも取り上げられているけれども、これは強調してほしいということを、各委員から出していただくことが大事かなと思います。

自立支援協議会で作成している議事録で、文章化して載るので、ここでこういう意見を言ったと載せておくと、あとで根拠になると思います。これだけは言っておかなくちゃ、ということをお願いして、議事録に載せるということが大事かなと思います。

各部会の意見については整理して書かれているので、おさらいしなくてもいいですね。部会で出されている意見について、これは特に強調してほしい、あるいは部会に出ていなかったけれども、これは取り上げてほしいということを積極的に出していただけるといいですね。こちらから順番にご意見を言っていただくという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お願いします。

## 委員

各（地域生活）支援センターで各テーマについて、専門部会を開いていただいているお話を伺いました。家族会の中で、いろいろ問題になった事項、あるいは先だって意見要望書を家族会から出していますが、それに対するご返事もいただいているので、そういうことも織り込んで、われわれ内部でも話を聞いております。いろいろな場面で皆さんのお力をお借りしながらどんどん前へ進んでいっているというか、肌で感じておりますので、この力を緩めずに、ますます前へ進んでいただきたいと思っております。以上です。

## 委員

まず1つは、地域移行というところで冒頭、副委員長も話されましたけれども、私自身も小学部1年生から盲学校の寮育ちで、小学校1年から寮に入るといことは、はっきり言って異常だと私は思っています、温室と言われたところで長々といましたが、そのあと卒業して社会に出る、社会に出るといろいろな人がいるという中で生きていくということになります。それが大変なことにつながっていると私は思っています。

先ほども出ました精神病棟転換型居住系施設というのが今、厚労省から問題提起をされています。地域でどのような形でもいいから、生活するという、自立するということが大事なことだと思っています。形はいろいろあると思うので、そこだけに固執しないで、できるだけ院内、病院から出していただいた形で、地域で生きることを模索するというのをぜひぜひ、僕の体験的なことからお願いしたいというのも1つあります。

それから、2つ目。部会からの報告を聞いていると、やはり家族、施設、保健師、民生委員の大変さについては、よく分かっています。問題は、障害を持

つ当事者たちがどのような立場で区に対して打って出るという言い方は変ですが、区との間で、区民とつながっていくのか、一緒にやっていくのか、という姿勢がどこにもないという感じを受けました。障害者部会のような会議体をつくって、区民半分、障害者半分とか、もちろん高齢者の人も入ってもいいし、親の会も入ってもいいと思いますけれども、そういうのをつくったらどうだろう。生の話の中で作り出していく練馬区も結構いいんじゃないかな、なんていうことを、皆さんの話を聞いて思いました。

#### 委員

聴覚障害者、ろう者といいますが、学校教育で今は特別支援教育といいますが、けれども、ろう学校のことです。ろう学校を卒業し、社会に出ていきますが、そこで初めて社会、成人の方々に接するわけで、委員も先ほどおっしゃっていましたが、差が大きいんですね。ですから、学校教育現場でこれをどうするかということも見ていかなければいけない部分ではないかと思えます。このことが、なかなか触れられていない大事な部分じゃないかなと私は思っています。

それから、私たち聴覚障害者にとって、一番の障害はコミュニケーションです。ものすごく大きな障害なのに、社会に知られていない部分も大きいと思えます。コミュニケーション障害というのは、これから差別解消法に関する部分もあるといいますが、どのような部分で改善されていくか、解消していくかが大きな課題であり、私たちから見ると期待する部分であります。国がどのようなガイドラインなどを作って、それに対して自治体、練馬区はどのように条例的なものを作っていくか。これが課題でもあり、私たちがどういう形でこれから（障害者差別解消法施行の）28年度までの間に、要望を出していくかにかかってくるんじゃないかなと私は思っています。

#### 委員

親も子も高齢化してきています。介護保険制度を使う時まで、子どもたちが生きていてくれたらうれしいな、と親は思いますが、障害を持っていますから。地域で本当に生活させてやりたいという願いは誰しも同じです。肢体不自由のグループホームを造るには、ぜいたくは言わない。でも、車いすを使うので、できれば社会参加のためにも駅に近いところが良い。そして何よりバリアフリーであるということが親の願いです。でも、練馬区には肢体不自由のグループホームはありません。

そして、先ほど障害者部会という言葉が出ました。23区でも障害者部会があります。練馬区は障害者自身が先に立つということはこの会ではありません。一回、青年部会を作りましたが、あっという間に解散しました。体の機能等でリーダーをとる人が少ないということが一つの原因です。だから、そういう点では、練馬区の障害者団体連合会はあっても、障害者自身が実際に生活している団体の代表が集まって何かという、連合会はいまだに私は練馬区には見えない気がします。

それと、うちの会ではどこかに行くという時には、福祉事務所へまず行きま

す。福祉事務所 4 所では相談支援が充実していますが、福祉事務所の専門性というか、そこでどのように振り分けをするかが一番大事じゃないかな、と思います。発達障害にしてもどの障害にしても、分からなければ福祉事務所に行きます。でも、福祉事務所の窓口がどこに振り分けをするか、その人の本当の障害をちょっとでも理解して、応対できるのかといったらどうなのかなというのが私の疑問です。よろしくお願いします。

#### 委員

日頃、私たちの活動の中でイベントが非常に多く、その中で相談を受けることが多い。それから、普通の話し合いの中で相談になっているという場合が非常に多いです。これはいわゆる相談室というスタイルの中での相談じゃなくて、日常の生活活動の中で、なんとなく相談、ということが非常に多いです。その中で、いろいろな話を聞いたり、それとなく相談を受けていますと、例えば、社会資源をいかに活用するかというようなことではなく、なんとなく毎日が眠れない。なんとなく生きがいが見いだせないという心の相談が非常に多いです。

それで、資料 6 にあります計画に対する主な意見では、障害者の自己決定を尊重し、意思決定の支援を行う。適切な情報提供の充実を図る必要があるという記載があり、障害者福祉計画の 1 つの問題になっております。この文章から考えられることは、いわゆるケアマネジメントですね。社会資源をどう活用して本人のニーズを満たしていくかと、そういう意味が非常に強いと思います。

日頃の私たちの相談活動から考えますと、そういうケアマネジメント、それから、社会資源を活用して本人のニーズを解決していくという、そういう相談がというよりも、やはり本人の日頃考えている内面的な問題、心の問題を受け入れる機関が必要だなということを感じております。そういうことを、専門的にやっている機関が方々にあります。1 例を挙げるならば、日本社会福祉士会では高齢者・障害者のための夜間安心電話ということをやっています。

私たちの団体では特に、障害者であっても高齢者が多くなってまいりますので、社会資源の活用に対する相談よりも、心の相談が多くなっております。そういう点から考えて、(地域)生活支援センター等が、生きがい対策、それから日頃の心の問題をよく受け入れて、よく傾聴するという専門性を持った相談機関をつくっていただきたいと考えております。1 つの相談体制だけを考えましたが、ほかにも相談体制に関していろいろ考えていること、また要望等がありますが、その 1 つだけを主張させていただきます。

#### 委員

部会は発達支援部会に所属しています。私は(大泉障害者地域生活支援センター)さくらのペア・ピア相談の相談員もやっております。そこでは、両親がそろって相談に来る方もいらっしゃいます。私は専門家ではありませんので、単なる親の立場で、ただもう 30 代になった自分の子どものことを「私はこうしたよ。でもこれは失敗だったかもしれない」ということも含めてお話しします。そうすることで、ご両親が今この時点ですまずいていることについて、じ

やあ、こういう方法を試してみようかと、ちょっと明るい顔をして帰られる方もいらっしゃいます。

その他にも、まだ幼児期で、泣いて泣いて困るんです、ずっと抱っこしてないといけないんですって、相談にくるお母さんもいらっしゃいます。でも、その方も1年間ずっとそういうお話をしているうちに、だんだん歩いてくれるようになりましてと言って、その問題がなくなり、じゃあ、また本当に困ってから相談に来ますね、よかったですねっていうだけのお話があります。年齢とかではなく、ライフステージに応じて、その時その時によって相談がずっと継続している、発達障害の部分なのだと先ほどの報告を聞いて思いました。

だから、一つの窓口があるといいなということも、本当にそう思います。継続して相談できる場所があるということは、それによって救われる、少し気持ち楽になります。本当に複雑になっていく人が多くて、幼児期に、もうどうすることもできなくて、梅ヶ丘に入院させた方も何人もいらっしゃいます。でも、いざ（自宅に）戻ってきた時に、かなり状況が難しくなっていて、薬の量も半端な量ではないという方もたくさんいらっしゃいます。私は専門家ではないので何も言えませんが、薬をこれだけ飲んでいますが、ということを見せられると、本当に驚いちゃうような方もいらっしゃいます。ですから、「素人だからこれはやめなさいなんてことは言えないけど、ほかの病院に行ってみるっていうのも一つの手だと思うよ」というぐらいは言います。それは隣近所のおばさんでも言うじゃないですか。それと同じぐらいの感覚で私は言います。

だからこそ、大人になってから発達障害だって気付く場合もたくさんあるので、本当に継続的にずっと関わりがあるような形があると、少しは救われるかなと思います。

#### 委員

事務局案で、計画に対する主な意見が出ていました。理解者を増やしていくとか、さらっと書いてありますが、どことどこが誰と誰がみたいなのを書いてもいいのかなって思っています。順天堂、練馬の医師と看護師たちと、ういんぐとライフの店長みたいな、そういうことを話し合うみたいなぐらいの具体的な感じが出るといいのかな、と思います。

あと、よく学校というと、相談を受けることがよくあって、普通学級にいる障害ある子が夏に向かってプールで付き添いがいないとプールに入っちゃ駄目ですということを言われます。学級経営補助員っていうんですか、今、名前がどうなっているか、分かる人いますか。

#### 経営課長

経営課長です。今は学校生活支援員という形で非常勤と臨時職員で、特別支援学級・通常級ともに付けています。プール指導ということだと、また別にプール指導の補助員という形でも付けているかと思しますので、そのいずれかで対応しているということです。あと、やはり、どうしても個別に見なきゃいけない方については保護者の方に参加していただくように学校から要請があるということも聞いております。

## 委員

「(人が)見つからないんですよ、紹介してください。」という相談があって、「いや、僕もそんなに人が分からないや」というところを充実させると、障害のある子が普通学級でやっていけることが増えるんじゃないか。そういう支援があれば普通学級に通える障害を持った子は増えていくんじゃないかと思うんですね。そういうふうに、ここを具体的に計画に載せられるといいんじゃないかなと思っています。学校と病院と、障害者福祉で話す場にそういう人がいるということが計画にちゃんと載せて話ができるといいなと思っています。

派遣センターは24時間介護で自立生活をしている人がいて、(その人が)入院するとその介護が使えません。4時間ぐらいだったか、あるんですけど、入院時も介護できるように、今はできないけれど、どうしていけばいいんでしょうね、という話が病院などとできるいいなと思っています。

## 委員

私は地域移行の部会に参加させていただいております。この中で一点だけ強調させていただきたいのは、グループホームの設置基準の柔軟な対応ということが、先ほど高齢期支援部会の中で挙がっていましたが、ここについては強調させていただきたいと思っております。

それから、先ほど田中さんから挙がっていたように、駅近でバリアフリーのグループホームが欲しいと。これは私も欲しいなと思います。ですが、民間事業者からイメージすると、なかなか難しい。公的な相当の支援が必要なので、そちらに働きかけて、公立民営、そういう部分があるといいかなと思います。確かに練馬区にはないんですよ。若い親の会から、私のところに相談がありました。結論からすると、「何もいいアイデアがない」ということになってしまったんですけども。とにかく柔軟な対応が必要です。

東京都も障害者グループホームのサテライトとか、マンション型、アパート型、戸建て型、いろいろな基準について、どんどん増やしていった経緯があって、この辺はわれわれ事業者が先に郊外ですでにやってしまったことを追認してくれているというような感じがあります。私どものサテライトは、この制度ができる前から始めていました。障害者ニーズを受け止めると、それがどうしても必要だということが分かってきて、始めたということがあります。

## 委員

僕は高齢期支援部会に参加しています。高齢期支援部会にも、先ほども出ましたグループホームの設置基準の柔軟な対応、地域移行部会にも設置基準に対してハードとソフトそれぞれ利用者の特性や程度ごとに合わせた基準の適応という意見が出ています。グループホームだけではなくて、B型事業所や日中活動の場を造ろうとすると、建築基準法や消防法などに引っかかって、適合する物件がなかなかないのが現状です。例えば、賃貸で借りようとしても(適合する物件が)ないという状態なので、その辺りも柔軟に対応していただけたらと思います。

## 委員

私は、相談支援部会に参加させていただきました。

今回の案の中では(3)(4)の本当に将来的な相談支援の強化や、福祉サービスの整備、将来の生活に向けたさまざまな体験の機会・場の提供を進めるなど、支援体制の充実を図る必要があるというところと、家族の負担軽減・孤立化を防ぐためにも、家族支援の取り組みが必要であるというのは本当にそうだなと思っておりまして、実際にそういうことが具現化していってくれるといいなと思っています。

特に障害児ですと、生まれた時からと中途とありますけれども、各ライフステージの支援体制というのが、親としても、とても心配ですし、最初は親子でいろいろなところに参加・相談しながら問題を解決していき、子どもが成長した時には地域で自立していってほしいという思いがある中、どういう施設や、どういう支援が練馬区にあるかというのが本当に頼みの綱という形で、必死の思いでたぶん探っていると思います。

机上の空論ではなく、本当に中身のある具現化されたものの実現化を願いたいと思います。

放課後等デイサービスという障害児の放課後の居場所というのも新しい事業で、練馬区は23区内でも非常に多く、26~27カ所できています。本当に恵まれた環境だと思いますが、今までは福祉事務所に、親が通えるようになりましたということで、通所受給者証をいただいていたのですが、今後は第三者がその子にどれだけの支援が必要なのかという計画を作成する、障害児支援利用計画という計画を1年ごとに出さないと通所できないというシステムになりました。素晴らしいことですが、実際にそういう(相談支援)事業所が障害児では少ないという問題もありますし、多くの施設があるものですから、みんながそれをやらないといけないということになると、相談支援をやっている事業所の仕事量がものすごく多くなってしまって、計画を作ってもらうために3カ月待ちなどの状況が起きてしまっているんですね。

システムとしては素晴らしいと思いますが、需要・供給のバランスが悪いためにデメリットを受けてしまうこともありますので、その辺りをぜひ練馬区としても考慮していただきたいです。

あと、相談支援に関しては、ケアプランを1件作って、報酬がいくらということ。基本的な相談に来る方に対して、親身に対応して1時間、2時間お話をさせていただいても、計画を作る段階にいかなければそれで(無報酬です)。その人にとってはよかったかなと思いますが、相談支援事業所の立場になって経営を考えると、無報酬ということでは、実際に事業所が今後増えていくのだろうかという不安があります。あとはセルフプランについて。セルフプランも親が作りますが、それに伴って相談支援なり、通っている事業所のスタッフと相談をしながら一緒に作ることで、親にもそれを機会に、自分の子どもの必要な相談などを振り返る機会になり、とてもいいと思いますが、やはりそこには報酬もなくということになっているので。将来的に相談支援強化という点では、その辺りも含めて考えないと具現化していけないかなという思いがあ

ります。ぜひご検討のほど、よろしく申し上げます。

#### 委員

就労に関することでお話をさせていただこうと思います。

実際にこれから働くということではなくて、働いている方たちの中で、仕事自体はすごく通常にこなせているということのようですが、その中で一般的な社会生活の部分、例えば同じ靴、同じ服をずっと着てくる。特に外に出るお仕事などでしたら、お客さんに対しての問題があるので着替えてきてよとか、新しい靴にしようね、というお話をしますが、もともと新しい物に替えるという発想自体ができないことがあります。もちろん、家族の中で、そういうことを面倒見てくれる家庭でしたらいいでしょうけれど、例えば新しい靴を買うという行為の理解ができていないために、同じ靴を履いてきてしまっているとか、そういう問題があって、仕事そのものよりも生活面の課題が出てくるという相談を、会社から受けることがあります。

その際に、一番相談しやすいところが、やはり地域になるかと思います。また、お仕事には行きますが、外に出ていけないという人に対して、(地域)生活支援センターなどを定着指導のあとに案内はしているようですけど、なかなか(外へ)出ていけない。相談のために土曜や日曜などのお休みの日に出ていくという発想がないということがあって、改善されなかったというケースがありました。地域で何かできることがあるといいのかな、と感じています。

#### 委員

今、ハローワークの就労支援の関係から話がありましたが、私たちは地域の就労支援センターという立場から意見をさせていただければと思います。

資料6の、先ほど集約された意見書の中には表れていませんが、就労という点から考えると、今回の練馬区障害者基礎調査報告書がまとめられていますけども、その中の就労の項目に、働くために整っていることが大切だと思う環境という設問では、自宅の近くに働く場があると答えている方が知的障害者で50%以上、身体障害者で38%、精神障害者40%ということです。練馬区は今、中小企業が多いですが、障害のある方の就労については、区内で自宅の近くで働きたいという思いを抱いている障害者の方が多いということがありますので、私たちも区内の中小企業に対して、障害者雇用の促進について、働きかけていく必要があるだろうし、区を挙げて取り組んでいく必要があるかなと考えております。

#### 委員

練馬特別支援学校は知的の障害を持った生徒対象の高等部の単独校になります。

東京都教育委員会もなるべく働ける方は雇用してもらおうという形で、企業就労を勧めています。例えば職業技術科といいまして、軽度の方を向けに就労を目指す学校、これが来年27年度、東部地区にできて5校になります。学校によって異なりますがだいたい、1校80名か100名。少ないところ40名というところもあります。あと平成32年までに職能開発科といって、軽度から中

度ぐらいの方を対象に、だいたい1学年20名の生徒を都内に10校ぐらい造りましょうということです。

そういった学校ができていくとどうなるかという、軽度の方は就業技術科や職能開発校に行って、本校のような地域の学校は重度から中度の方が来るようになるのではないかと思います。学校として今、卒業生の数、生徒の数ですけども、石神井から練馬になって、学区が中野・杉並・新宿の北部、早稲田通りの北部も本校の学区になっていますが、生徒数がすごく増えています。東京都全体で。ほかの学区の生徒も来ていますが、練馬区の生徒だけを単純に見ても増えていると思います。

本校の卒業生の進路先を見ると、だいたい2割から3割が企業就労です。そういう方はレインボーワーク等に協力してもらい就労支援をしていただければと思います。あとのだいたい8割から7割ぐらいの方は福祉就労という形で、今の生徒の数を考えると2年後、3年後、生活介護や就労継続系の施設がいっぱいになってくるのかなという予想があります。

就労を目指す学校ができて、本校にも軽度の方は来ています。そういう方は、就労しようかといっても手帳を使った障害者就労はしたくない。福祉サービスを使おうかという、障害者という自覚がなかなかないためか、見学してもなかなか使えない。そういう方が障害福祉サービス等につながらないまま卒業したり、学校から就労移行に行っても続かなかったり、または、自分で仕事を探すからいいですという形で在宅になってしまうケースもあります。そういう方が発達障害という形で現れた場合に、支援できるような相談先とか、支援先があるといいなと思います。

#### 副会長

生活支援センターの委員は、報告の形でお話ししていただきましたが、報告以外にぜひ言いたいということがあればどうぞ。

#### 委員

今回の報告で出してはいないですが、1つは、身体・知的の方は特にですが、部会が出てくるのが、親が活着ているうちは一緒に暮らせるけども、親に何かあった時というのは施設入所の方向で進めていかざるを得ないということです。いきなり施設入所に入ると適応できない方もいらっしゃるということで、まずは、ご本人もご家族も元気なうちに、短期入所に関して、利用しやすい制度、直前でも利用できるような体制、仕組みづくりが取れるといいのではないかと思います。

先ほど権利擁護部会が出ていたかと思いますが、成年後見制度に関して、身上監護で非常に手間を感じ、制度そのものが非常に使いづらいのではないかと、難しいのではないかとというイメージが非常に強いというのがありますので、その周知の仕方。これは障害福祉の支援機関と、高齢者支援機関との連携も図るという点でも、顔を合わす機会を多く持つことが必要なのではないかとということで、研修会などの案が出ています。

もう一つ、引きこもりがちである、または、病状の関係で外に出ることが難

しいなど、情報発信を自分からもしない方が現在でも練馬区にいるということなので、練馬区版のアウトリーチというか、そういった方たちと関わりを持つことの何か方策が取れるといいなという意見が部会の中では出ています。

#### 委員

先ほど委員がおっしゃった当事者の視点が欠落しているのではないかという意見は、まさにその通りだなと思いました。そのご意見を受け止めて、うちの専門部会に当事者の方を増やすのか、あるいは先ほどおっしゃっていた障害者部会というのを立ち上げるのかどうかわかりませんが、その点については、私自身、非常に反省点として感じました。

私の意見としては、もう1点、いくつか出ていましたが、住まいの問題、グループホームの設置基準についてです。私は社会福祉法人武蔵野会という法人に所属しておりますが、2年ほど前、北町で今はグループホームになりましたけれどもケアホームを立ち上げた時にも苦労しています。あとは、練馬区の親の会の方からも、武蔵野会でやってくれないかということでご相談を受けることもあります。クリアしなければいけない問題が多々ございますが、その点は非常に切実だと思っています。何人かの方がおっしゃったことと同意見でありますので、ここでも言わせていただきます。

#### 委員

障害者の権利条約の理念が障害者の自立であるとか、社会参加の保証というところがありますけれども、障害者だからこの施設でとか、障害者だからここにいなさいとか、そういった福祉サービスではなく、誰もが集える場所や地域の方々と、それぞれ交流をしながら気づき合える場などを、計画では望みます。

#### 委員

私自身は今回、初めて計画を作る流れを見ました。こういった協議会の場所で意見を吸い上げ、また、これとは別に、各障害団体に対してもヒアリングを行っていると思います。さらに、区の担当が四カ所の地域生活支援センターに来て、利用者に個別にアンケートを書いてもらった上でヒアリングを行っています。丁寧な印象を受けました。

利用者の意見として出ていたのは、「ここまで丁寧に話を聞いてくれるんだから、きっといい計画を作ってくれる」という期待感と、それから、「出来上がった計画について、どのように自分たちの意見が入っているのか、分かる説明をしに来てほしい。」ということです。計画策定における当事者ヒアリングから、その計画実施のモニタリングまでが、一連のプロセスだと思います。そこで初めて区民として、障害者として、参画したという感じが得られると思います。私は今回の計画策定のプロセスを、そこまでの期待感を持って見ていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

#### 副会長

どうもありがとうございました。ひと回りだいたい1時間で、いろいろなご意見を聞いて良かったと思います。

この場でまとめるのは大変難しいですけど、印象に残ったことだけ言わせ

ていただきます。

テーマとしてはやはり地域で暮らせるように、施設や病院にいる人が地域移行できるということが大事で、住居の問題、グループホームの問題が大事だということが出ていたと思います。それから、この自立支援協議会自体の問題として、障害当事者の生の声、意見をもっと取り入れるように、障害者部会を作ったらどうか。アンケートのような形ではやっているというお話もありました。

僕が住んでいる杉並区では年に1回障害者の人が参加する障害者議会をやっています。議員に聞いてもらうんですかね、意見を。区議会の行事としてやるというようなのがありますね。区民に理解してもらおうという活動をもっと積極的に行うことにも、つながるのではないかと思います。

あとは、相談支援に関して、相談支援事業所が計画を作るのが大変で、十分な量的にも質的にも応えきれていないという問題が出ました。

相談の内容として、社会資源の利用ということだけではなく、心の問題を扱えるようにして欲しい。それから、親の会の方からは親同士の経験を交流するピアカウンセリングのような親同士、当事者同士の場。そういう心の問題、生活の問題などを広く扱えるような相談体制が求められているということを感じました。

学校に関するいろいろな問題が出ていたと思いますけれども、啓蒙や区民の理解などについても、学校が非常に大事だろうというふうに思いました。

資料6で計画に対する主な意見はずいぶんあっさりしすぎているので、この文章自体を、委員の皆さん、それから当事者団体の皆さんの意見や熱意が伝わるような文言に、もう少し強めていただきたいという気がいたしました。

具体的に意見書のような形にまとめていく過程はこれからだと思いますが今後どう進めていくか、事務局から今後の予定の連絡をお願いします。

事務局

ありがとうございました。本日の資料6と、それから資料1から5までの各専門部会で協議していただいたご意見につきましては、今後整理をし、また、本日の各委員の皆様から頂きましたご意見等も整理をさせていただきながら、第3期自立支援協議会の意見書としてまとめていきたいと考えております。

それから、次期の障害者計画につきましては、冒頭にも申し上げました通り、今さまざまな会議体や、事業者ヒアリング、当事者ヒアリング、団体ヒアリング等々でご意見をお伺いしている中で、これから文章にしていく作業を進めていくところでございます。今後、計画のたたき台、素案等の形になる中で、もう一度、自立支援協議会の皆様からご意見を頂戴するような形で、今年度は進めていく予定ですので、その際にはご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

副会長

ありがとうございました。そうすると、自立支援協議会としての意見書は今日までの作業で作るということですね。

事務局

次期の障害者計画に向けた意見書として、一度まとめさせていただくというところでございます。

副会長

今回は10月、11月の予定ということになってはいますが、その文案のようなものは委員の方にはいつごろですか。

事務局

本日までのご意見に関しましては、早急にまとめさせていただいて、7月中旬か、8月に入ってからか、委員の皆様へ送付したいと思います。それまでに、会長、副会長と、一度ご意見の整理をさせていただければと思っております。

副会長

それを区長に出すことになるわけですね。それはいつ出すことになりませんか。次の自立支援協議会を待たずに出すということですか。

事務局

8月に庁内の検討委員会がございますので、それまでに自立支援協議会の意見としてまとめた形で提出する予定です。

副会長

それには団体から出ている意見とか、当事者のアンケートとかも反映して作るということですね。

事務局

これはあくまで、自立支援協議会のご意見ということで提出いたします。(自立支援協議会の意見とは)また別の形で、そのほかのヒアリングのご意見を出す予定でおります。

副会長

分かりました。今日までの自立支援協議会の意見ということだそうです。

委員

すいません。この意見書を区長だけじゃなくて、ほかのところにも配っちゃ駄目なんですか。区長だけに提出するものですか。

事務局

庁内の検討委員会でさまざまの各部署の部課長が出席してございますので、その会議の場で目を通していただくという形になります。

委員

学校のことなども話しているので、教育委員会などにも見てもらうとか、病院の人にもどうなのかなと思います。

副会長

関連したところにも。

委員

そうそう、見てもらってはどうですか。こういう話し合いがされているというのは見てもらってもいいのかな、とちょっと思ったんですけど。

副会長

役所の中で広めてもらうのと、委員を通じて各団体からいろいろなところへ

広めてもらってよろしいんじゃないでしょうか。病院に持っていったり、学校に持っていったりしてもいいだろうと思いますが。ということで、今日までの内容でまとめたものが一度作られるということですね。ですから、あとは各団体でこういうことも、という意見があったら、団体の意見として直接、区へ出していただければいいだろうと思います。

最後に、ヘルプカードの話がありますね。

障害者サービス調整担当課長

資料7、説明。

副会長

ありがとうございました。すでに始まっていることなので、いろいろご意見があれば寄せていただくということをお願いします。特に何か言いたいことがある人がなければ、これで終わりにしたいと思います。

それでは、これで自立支援協議会を終了します。ありがとうございました。

(終了)